

入間市振興計画審議会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>入間市総合計画審議会条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>入間市総合計画審議会</u>の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市長の諮問に応じ、市の行財政施策の総合的な計画の策定、変更又は廃止に関し、必要な調査及び審議を行うため、<u>入間市総合計画審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>入間市振興計画審議会条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の行財政施策の総合的振興を図るため、<u>入間市振興計画審議会</u>の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市長の諮問に応じ、市の行財政施策の総合的な振興計画の策定_____に関し、必要な調査及び審議を行うため、<u>入間市振興計画審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p>